

令和6年6月宇治市議会定例会

条例改正議案の新旧対照表

財政課

目 次

議案番号	議 案 名	新旧対照表に記載している条例	頁
議案第 3 3 号	宇治市市税条例の一部を改正する条例を制定するについて	宇治市市税条例	1
議案第 3 4 号	宇治市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例を制定するについて	宇治市消防団員等公務災害補償条例	11
議案第 3 5 号	宇治市水道事業給水条例の一部を改正する条例を制定するについて	宇治市水道事業給水条例	13
議案第 3 6 号	宇治市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例を制定するについて	宇治市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例	19

議案番号	議 案 名	新旧対照表に記載している条例	頁
議案第 3 7 号	宇治市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を制定するについて	宇治市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例	20
議案第 3 8 号	宇治市個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例を制定するについて	宇治市個人番号の利用に関する条例	23
議案第 3 9 号	宇治市立学校設置に関する条例の一部を改正する条例を制定するについて	宇治市立学校設置に関する条例	26
議案第 4 2 号	専決処分の承認を求めるについて	宇治市市税条例	27

宇治市市税条例新旧対照表

現行	改正案
<p>第1条～第45条 (略)</p> <p>(市民税の減免)</p> <p>第46条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 第1項の規定によつて市民税の減免を受けようとする者は、納税通知書を発した日から当該通知書に指定された納期限までに(特別徴収に係るものにあつては直ちに)減免を受けようとする理由を証明する書類を添付した申請書を市長に提出しなければならない。</p> <p>4 第2項の規定によつて市民税の減免を受けようとする者は、第27条の市民税の申告をする際減免を受けようとする理由を証明する書類を添付した申請書を市長に提出しなければならない。ただし、市長が特に 認める場合は、この限りでない。</p> <p>5 (略)</p> <p>第47条～第60条 (略)</p> <p>(固定資産税の非課税の規定の適用を受けようとするものがすべき申告)</p> <p>第61条 (略)</p>	<p>第1条～第45条 (略)</p> <p>(市民税の減免)</p> <p>第46条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 第1項の規定により市民税の減免を受けようとする者は、納税通知書を発した日から当該通知書に指定された納期限までに(特別徴収に係るものにあつては直ちに)減免を受けようとする理由を証明する書類を添付した申請書を市長に提出しなければならない。ただし、市長が、当該者が同項各号のいずれかに該当することが明らかであり、かつ、市民税を減免する必要があると認める場合は、この限りでない。</p> <p>4 第2項の規定により市民税の減免を受けようとする者は、第27条の市民税の申告をする際減免を受けようとする理由を証明する書類を添付した申請書を市長に提出しなければならない。ただし、市長が、当該者が同項各号のいずれかに該当することが明らかであり、かつ、市民税を減免する必要があると認める場合は、この限りでない。</p> <p>5 (略)</p> <p>第47条～第60条 (略)</p> <p>(固定資産税の非課税の規定の適用を受けようとするものがすべき申告)</p> <p>第61条 (略)</p>

宇治市市税条例新旧対照表

現行	改正案
<p>第62条 法第348条第2項第9号、第9号の2若しくは第12号の固定資産又は同項第16号の固定資産(独立行政法人労働者健康安全機構が設置する医療関係者の養成所において直接教育の用に供するものに限る。)について同項本文の規定の適用を受けようとする者は、土地については第1号及び第2号に、家屋については第3号及び第4号に、償却資産については第5号及び第6号に掲げる事項を記載した申告書を、当該土地、家屋又は償却資産が学校法人若しくは私立学校法(昭和24年法律第270号)第64条第4項の法人、公益社団法人若しくは公益財団法人、宗教法人若しくは社会福祉法人で幼稚園を設置するもの、医療法(昭和23年法律第205号)第31条の公的医療機関の開設者、令第49条の10第1項に規定する医療法人、公益社団法人若しくは公益財団法人、一般社団法人(非営利型法人(法人税法第2条第9号の2に規定する非営利型法人をいう。以下この条において同じ。))に該当するものに限る。)若しくは一般財団法人(非営利型法人に該当するものに限る。)、社会福祉法人、独立行政法人労働者健康安全機構、健康保険組合若しくは健康保険組合連合会若しくは国家公務員共済組合若しくは国家公務員共済組合連合会で看護師、准看護師、歯科衛生士、歯科技工士、助産師、臨床検査技師、理学療法士若しくは作業療法士の養成所を設置するもの、公益社団法人若しくは公益財団法人で図書館を設置するもの、公益社団法人若しくは公益財団法人若しくは宗教法人で博物館法(昭和26年法律第285号)第2条第1項の博物館を設置するもの又は公益社団法人若しくは公益財団</p>	<p>第62条 法第348条第2項第9号、第9号の2若しくは第12号の固定資産又は同項第16号の固定資産(独立行政法人労働者健康安全機構が設置する医療関係者の養成所において直接教育の用に供するものに限る。)について同項本文の規定の適用を受けようとする者は、土地については第1号及び第2号に、家屋については第3号及び第4号に、償却資産については第5号及び第6号に掲げる事項を記載した申告書を、当該土地、家屋又は償却資産が学校法人若しくは私立学校法(昭和24年法律第270号)第152条第5項の法人、公益社団法人若しくは公益財団法人、宗教法人若しくは社会福祉法人で幼稚園を設置するもの、医療法(昭和23年法律第205号)第31条の公的医療機関の開設者、令第49条の10第1項に規定する医療法人、公益社団法人若しくは公益財団法人、一般社団法人(非営利型法人(法人税法第2条第9号の2に規定する非営利型法人をいう。以下この条において同じ。))に該当するものに限る。)若しくは一般財団法人(非営利型法人に該当するものに限る。)、社会福祉法人、独立行政法人労働者健康安全機構、健康保険組合若しくは健康保険組合連合会若しくは国家公務員共済組合若しくは国家公務員共済組合連合会で看護師、准看護師、歯科衛生士、歯科技工士、助産師、臨床検査技師、理学療法士若しくは作業療法士の養成所を設置するもの、公益社団法人若しくは公益財団法人で図書館を設置するもの、公益社団法人若しくは公益財団法人若しくは宗教法人で博物館法(昭和26年法律第285号)第2条第1項の博物館を設置するもの又は公益社団法人若しくは公益財団</p>

宇治市市税条例新旧対照表

現行	改正案
<p>法人で学術の研究を目的とするもの(以下この条において「学校法人等」という。)の所有に属しないものである場合においては当該土地、家屋又は償却資産を当該学校法人等に無料で使用させていることを証明する書面を添付して、市長に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p>第63条～第77条 (略)</p> <p>(固定資産税の減免)</p> <p>第78条 (略)</p> <p>2 前項の規定によつて固定資産税の減免を受けようとする者は、納期限までに減免を受けようとする理由を証明する書類を添付した申請書を市長に提出しなければならない。ただし、<u>市長がやむを得ない事情</u></p> <hr/> <p>がある<u>と認める場合は、この限りでない。</u></p> <p>第79条～第138条の2 (略)</p> <p>(特別土地保有税の減免)</p> <p>第138条の3 (略)</p> <p>2 前項の規定によつて特別土地保有税の減免を受けようとする者は、納期限までに、次の各号に掲げる事項を記載した申請書にその減免を受けようとする理由を証明する書類を添付して市長に提出しなければならない。</p>	<p>法人で学術の研究を目的とするもの(以下この条において「学校法人等」という。)の所有に属しないものである場合においては当該土地、家屋又は償却資産を当該学校法人等に無料で使用させていることを証明する書面を添付して、市長に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p>第63条～第77条 (略)</p> <p>(固定資産税の減免)</p> <p>第78条 (略)</p> <p>2 前項の規定により <u>固定資産税の減免を受けようとする者は、納期限までに減免を受けようとする理由を証明する書類を添付した申請書を市長に提出しなければならない。ただし、市長が、当該者が所有する固定資産が同項各号のいずれかに該当することが明らかであり、かつ、固定資産税を減免する必要があると認める場合は、この限りでない。</u></p> <p>第79条～第138条の2 (略)</p> <p>(特別土地保有税の減免)</p> <p>第138条の3 (略)</p> <p>2 前項の規定により <u>特別土地保有税の減免を受けようとする者は、納期限までに、次の各号に掲げる事項を記載した申請書にその減免を受けようとする理由を証明する書類を添付して市長に提出しなければならない。ただし、市長が、当該者が所有し、又は取得する土地が同項各号</u></p>

宇治市市税条例新旧対照表

現行	改正案
<p>(1)～(3) (略)</p> <p>3 第1項の規定によつて特別土地保有税の減免を受けた者は、その理由が消滅した場合には、直ちにその旨を市長に申告しなければならない。</p> <p>第139条～第145条 (略)</p> <p>附 則</p> <p>第1条～第3条 (略)</p> <p>(公益法人等に係る市民税の課税の特例)</p> <p>第3条の2 <u>当分の間、租税特別措置法第40条第3項後段(同条第6項から第10項まで及び第11項(同条第12項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。))の規定によりみなして適用する場合を含む。))の規定の適用を受けた同条第3項に規定する公益法人等(同条第6項から第11項までの規定により特定贈与等に係る公益法人等とみなされる法人を含む。))を同条第3項に規定する贈与又は遺贈を行つた個人とみなして、令附則第3条の2の3で定めるところにより、これに同項に規定する財産(同法第40条第6項から第11項までの規定により特定贈与等に係る財産とみなされる資産を含む。))に係る山林所得の金額、譲渡所得の金額又は雑所得の金額に係る市民税の所得割を課する。</u></p> <p>第3条の3～第5条の7 (略)</p>	<p><u>のいずれかに該当することが明らかであり、かつ、特別土地保有税を減免する必要があると認める場合は、この限りでない。</u></p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>3 第1項の規定により <u>特別土地保有税の減免を受けた者は、その理由が消滅した場合には、直ちにその旨を市長に申告しなければならない。</u></p> <p>第139条～第145条 (略)</p> <p>附 則</p> <p>第1条～第3条 (略)</p> <p>(削る。)</p> <p>第3条の3～第5条の7 (略)</p>

宇治市市税条例新旧対照表

現行	改正案
<p>(新設)</p> <p>(肉用牛の売却による事業所得に係る市民税の課税の特例)</p> <p>第6条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 前項の規定の適用がある場合における第24条の2第1項及び附則第5条の5第1項 _____ の規定の適用については、第24条の2第1項中「前3条」とあるのは「前3条並びに附則第6条第2項」と、附則第5条の5第1項中「前条及び」とあるのは「前条、附則第6条第2項及び」とする _____。</p> <p>第7条～第8条の2 (略)</p> <p>(法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)</p> <p>第8条の3 (略)</p> <p>2～7 (略)</p> <p>(新設)</p>	<p>(令和7年度分の個人の市民税の特別税額控除)</p> <p>第5条の8 <u>令和7年度分の個人の市民税に限り、法附則第5条の12第3項及び第4項に規定するところにより控除すべき市民税に係る令和7年度分特別税額控除額を、同条第3項に規定する特別税額控除対象納税義務者の第21条、第23条から第24条の2まで、附則第3条の3第2項、附則第5条第1項、附則第5条の3の2第1項、附則第5条の4及び附則第7条の2の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。</u></p> <p>(肉用牛の売却による事業所得に係る市民税の課税の特例)</p> <p>第6条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 前項の規定の適用がある場合における第24条の2第1項、<u>附則第5条の5第1項及び前条の規定の適用については、第24条の2第1項中「前3条」とあるのは「前3条並びに附則第6条第2項」と、附則第5条の5第1項中「前条及び」とあるのは「前条、附則第6条第2項及び」と、前条中「附則第5条の4及び」とあるのは「附則第5条の4、次条第2項及び」とする。</u></p> <p>第7条～第8条の2 (略)</p> <p>(法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)</p> <p>第8条の3 (略)</p> <p>2～7 (略)</p> <p>8 <u>法附則第15条第25項第2号に規定する設備に係る同号の条例で定める</u></p>

宇治市市税条例新旧対照表

現行	改正案
<p>8～15 (略) (新設) 16～19 (略) 第8条の4～第22条の2 (略) (上場株式等に係る配当所得等に係る市民税の課税の特例) 第23条 (略) 2 (略) 3 第1項の規定の適用がある場合には、次の各号に定めるところによる。 (1)～(4) (略) (5) 附則第5条の5の規定の適用については、同条第1項中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第23条第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。 (土地の譲渡等に係る事業所得等に係る市民税の課税の特例) 第24条 (略) 2 (略) 3 第1項の規定の適用がある場合には、次の各号に定めるところによる。 (1)～(4) (略)</p>	<p><u>割合は、7分の6とする。</u> 9～16 (略) <u>17 法附則第15条第38項の条例で定める割合は、2分の1とする。</u> 18～21 (略) 第8条の4～第22条の2 (略) (上場株式等に係る配当所得等に係る市民税の課税の特例) 第23条 (略) 2 (略) 3 第1項の規定の適用がある場合には、次の各号に定めるところによる。 (1)～(4) (略) (5) 附則第5条の5及び附則第5条の8の規定の適用については、<u>附則第5条の5第1項及び附則第5条の8中</u>「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第23条第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。 (土地の譲渡等に係る事業所得等に係る市民税の課税の特例) 第24条 (略) 2 (略) 3 第1項の規定の適用がある場合には、次の各号に定めるところによる。 (1)～(4) (略)</p>

宇治市市税条例新旧対照表

現行	改正案
<p>(5) 附則第5条の5の規定の _____ 適用については、同条第1項 _____ 中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第24条第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。</p> <p>4 (略)</p> <p>(長期譲渡所得に係る個人の市民税の課税の特例)</p> <p>第25条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 第1項の規定の適用がある場合には、次の各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 附則第5条の5の規定の _____ 適用については、同条第1項 _____ 中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第25条第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。</p> <p>第26条・第26条の2 (略)</p> <p>(短期譲渡所得に係る個人の市民税の課税の特例)</p> <p>第27条 (略)</p> <p>2～4 (略)</p> <p>5 第1項の規定の適用がある場合には、次の各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(4) (略)</p>	<p>(5) 附則第5条の5及び附則第5条の8の規定の適用については、附則第5条の5第1項及び附則第5条の8中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第24条第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。</p> <p>4 (略)</p> <p>(長期譲渡所得に係る個人の市民税の課税の特例)</p> <p>第25条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 第1項の規定の適用がある場合には、次の各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 附則第5条の5及び附則第5条の8の規定の適用については、附則第5条の5第1項及び附則第5条の8中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第25条第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。</p> <p>第26条・第26条の2 (略)</p> <p>(短期譲渡所得に係る個人の市民税の課税の特例)</p> <p>第27条 (略)</p> <p>2～4 (略)</p> <p>5 第1項の規定の適用がある場合には、次の各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(4) (略)</p>

宇治市市税条例新旧対照表

現行	改正案
<p>(5) 附則第5条の5の規定の _____ 適用については、同条第1項 _____ 中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第27条第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。</p> <p>(一般株式等に係る譲渡所得等に係る個人の市民税の課税の特例)</p> <p>第27条の2 (略)</p> <p>2 前項の規定の適用がある場合には、次の各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 附則第5条の5の規定の _____ 適用については、同条第1項 _____ 中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第27条の2第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。</p> <p>第27条の2の2 (略)</p> <p>(先物取引に係る雑所得等に係る個人の市民税の課税の特例)</p> <p>第27条の3 (略)</p> <p>2 前項の規定の適用がある場合には、次の各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 附則第5条の5の規定の _____ 適用については、同条第1項 _____ 中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第27条の3第1項の規定による市民税の所得割の</p>	<p>(5) 附則第5条の5及び附則第5条の8の規定の適用については、附則第5条の5第1項及び附則第5条の8中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第27条第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。</p> <p>(一般株式等に係る譲渡所得等に係る個人の市民税の課税の特例)</p> <p>第27条の2 (略)</p> <p>2 前項の規定の適用がある場合には、次の各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 附則第5条の5及び附則第5条の8の規定の適用については、附則第5条の5第1項及び附則第5条の8中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第27条の2第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。</p> <p>第27条の2の2 (略)</p> <p>(先物取引に係る雑所得等に係る個人の市民税の課税の特例)</p> <p>第27条の3 (略)</p> <p>2 前項の規定の適用がある場合には、次の各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 附則第5条の5及び附則第5条の8の規定の適用については、附則第5条の5第1項及び附則第5条の8中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第27条の3第1項の規定による市民税の所得割の</p>

宇治市市税条例新旧対照表

現行	改正案
<p>額」とする。 (特例適用利子等及び特例適用配当等に係る個人の市民税の課税の特例)</p> <p>第27条の4 (略)</p> <p>2 前項の規定の適用がある場合には、次の各号に定めるところによる。 (1)～(4) (略)</p> <p>(5) 附則第5条の5の規定の _____ 適用については、同条第1項 _____ 中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第27条の4第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。</p> <p>3・4 (略)</p> <p>5 第3項後段の規定の適用がある場合には、次の各号に定めるところによる。 (1)～(4) (略)</p> <p>(5) 附則第5条の5の規定の _____ 適用については、同条第1項 _____ 中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第27条の4第3項後段の規定による市民税の所得割の額」とする。</p> <p>(条約適用利子等及び条約適用配当等に係る個人の市民税の課税の特例)</p>	<p>額」とする。 (特例適用利子等及び特例適用配当等に係る個人の市民税の課税の特例)</p> <p>第27条の4 (略)</p> <p>2 前項の規定の適用がある場合には、次の各号に定めるところによる。 (1)～(4) (略)</p> <p>(5) 附則第5条の5及び附則第5条の8の規定の適用については、附則第5条の5第1項及び附則第5条の8中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第27条の4第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。</p> <p>3・4 (略)</p> <p>5 第3項後段の規定の適用がある場合には、次の各号に定めるところによる。 (1)～(4) (略)</p> <p>(5) 附則第5条の5及び附則第5条の8の規定の適用については、附則第5条の5第1項及び附則第5条の8中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第27条の4第3項後段の規定による市民税の所得割の額」とする。</p> <p>(条約適用利子等及び条約適用配当等に係る個人の市民税の課税の特例)</p>

宇治市市税条例新旧対照表

現行	改正案
<p>第27条の5 (略)</p> <p>2 前項の規定の適用がある場合には、次の各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 附則第5条の5の規定の_____適用については、同条第1項_____中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第27条の5第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。</p> <p>3・4 (略)</p> <p>5 第3項後段の規定の適用がある場合には、次の各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 附則第5条の5の規定の_____適用については、同条第1項_____中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第27条の5第3項後段の規定による市民税の所得割の額」とする。</p> <p>6 (略)</p> <p>第27条の6～第30条 (略)</p>	<p>第27条の5 (略)</p> <p>2 前項の規定の適用がある場合には、次の各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 附則第5条の5及び附則第5条の8の規定の適用については、附則第5条の5第1項及び附則第5条の8中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第27条の5第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。</p> <p>3・4 (略)</p> <p>5 第3項後段の規定の適用がある場合には、次の各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 附則第5条の5及び附則第5条の8の規定の適用については、附則第5条の5第1項及び附則第5条の8中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第27条の5第3項後段の規定による市民税の所得割の額」とする。</p> <p>6 (略)</p> <p>第27条の6～第30条 (略)</p>

宇治市消防団員等公務災害補償条例新旧対照表

現行	改正案				
<p>第1条～第4条 (略) (補償基礎額)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>2 前項の補償基礎額は、次の各号に定めるところによる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 消防作業従事者、救急業務協力者若しくは水防従事者又は応急措置従事者(以下「消防作業従事者等」という。)が消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力し、又は応急措置の業務に従事したことにより死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力し、又は応急措置の業務に従事したことによる負傷若しくは疾病により死亡し、若しくは障害の状態となつた場合には、<u>8,900円</u>とする。ただし、その額が、その者の通常得ている収入の日額に比べて公正を欠くと認められるときは、14,200円を超えない範囲内においてこれを増額した額とすることができる。</p> <p>3・4 (略)</p> <p>第6条～第29条 (略)</p> <p>別表(第5条関係)</p> <p>補償基礎額表</p> <table border="1" data-bbox="264 1310 1104 1359"> <tr> <td data-bbox="264 1310 510 1359">階級</td> <td data-bbox="510 1310 1104 1359">勤務年数</td> </tr> </table>	階級	勤務年数	<p>第1条～第4条 (略) (補償基礎額)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>2 前項の補償基礎額は、次の各号に定めるところによる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 消防作業従事者、救急業務協力者若しくは水防従事者又は応急措置従事者(以下「消防作業従事者等」という。)が消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力し、又は応急措置の業務に従事したことにより死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力し、又は応急措置の業務に従事したことによる負傷若しくは疾病により死亡し、若しくは障害の状態となつた場合には、<u>9,100円</u>とする。ただし、その額が、その者の通常得ている収入の日額に比べて公正を欠くと認められるときは、14,200円を超えない範囲内においてこれを増額した額とすることができる。</p> <p>3・4 (略)</p> <p>第6条～第29条 (略)</p> <p>別表(第5条関係)</p> <p>補償基礎額表</p> <table border="1" data-bbox="1160 1310 2000 1359"> <tr> <td data-bbox="1160 1310 1406 1359">階級</td> <td data-bbox="1406 1310 2000 1359">勤務年数</td> </tr> </table>	階級	勤務年数
階級	勤務年数				
階級	勤務年数				

宇治市消防団員等公務災害補償条例新旧対照表

現行				改正案			
	10年未満	10年以上20年未満	20年以上		10年未満	10年以上20年未満	20年以上
団長及び副団長	12,440円	13,320円	14,200円	団長及び副団長	12,500円	13,350円	14,200円
分団長及び副分団長	10,670円	11,550円	12,440円	分団長及び副分団長	10,800円	11,650円	12,500円
部長、班長及び団員	8,900円	9,790円	10,670円	部長、班長及び団員	9,100円	9,950円	10,800円
備考 (略)				備考 (略)			

宇治市水道事業給水条例新旧対照表

現行	改正案
<p>第1条～第42条 (略)</p> <p>(布設工事監督者の資格)</p> <p>第43条 法第12条第2項の条例で定める資格は、次の各号に掲げるものとする。</p> <p>(1) 学校教育法(昭和22年法律第26号)による大学(短期大学を除く。以下同じ。)の<u>土木工学科又はこれに相当する課程において衛生工学若しくは水道工学に関する科目を修めて卒業した後、2年以上水道</u> <u>に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</u></p> <p>(2) 学校教育法による大学の<u>土木工学科又はこれに相当する課程において衛生工学及び水道工学に関する科目以外の科目</u> を修めて卒業した後、<u>3年以上水道</u> に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</p> <p>(3) 学校教育法による短期大学(同法による専門職大学の前期課程(以下「専門職大学前期課程」という。)を含む。)又は高等専門学校において <u>土木科又はこれに相当する課程を修めて卒業した後(専門職大学前期課程にあつては、修了した後</u>)、<u>5年以上水道</u> に関する技術上の実務</p>	<p>第1条～第42条 (略)</p> <p>(布設工事監督者の資格)</p> <p>第43条 法第12条第2項の条例で定める資格は、次の各号に掲げるものとする。</p> <p>(1) 学校教育法(昭和22年法律第26号)による大学(短期大学を除く。以下同じ。)において<u>土木工学科又はこれに相当する課程</u> <u>を修めて卒業した後、3年以上水道、工業用水道、下水道、道路又は河川(以下この条において「水道等」という。)</u>に関する技術上の実務に従事した経験を有する者(1年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。)</p> <p>(2) 学校教育法による大学において<u>機械工学科若しくは電気工学科又はこれらに相当する課程</u> を修めて卒業した後、<u>4年以上水道等</u>に関する技術上の実務に従事した経験を有する者(2年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。)</p> <p>(3) 学校教育法による短期大学(同法による専門職大学の前期課程(以下「専門職大学前期課程」という。)を含む。)又は高等専門学校(次号において「短期大学等」という。)において<u>土木科又はこれに相当する課程を修めて卒業した後(専門職大学前期課程にあつては、修了した後。次号において同じ。)</u>、<u>5年以上水道等</u>に関する技術上の実務</p>

宇治市水道事業給水条例新旧対照表

現行	改正案
<p>に従事した経験を有する者</p> <hr/> <p>(新設)</p> <p>(4) 学校教育法による高等学校又は中等教育学校において _____土木科又はこれに相当する課程を修めて 卒業した後、7年以上<u>水道</u>に関する技術上の実務に従事した経験を 有する者</p> <hr/> <p>(新設)</p> <p>(5) 10年以上<u>水道</u>の工事に関する技術上の実務に従事した経験を有 する者</p> <hr/> <p>(6) 第1号又は第2号の卒業者であつて、学校教育法による大学院研究 科において1年以上衛生工学若しくは水道工学に関する課程を専攻 した後、又は大学の専攻科において衛生工学若しくは水道工学に関</p>	<p>に従事した経験を有する者(2年6月以上水道に関する技術上の実務に 従事した経験を有する者に限る。)</p> <p>(4) <u>短期大学等において機械科若しくは電気科又はこれらに相当する 課程を修めて卒業した後、6年以上水道等に関する技術上の実務に従 事した経験を有する者(3年以上水道に関する技術上の実務に従事し た経験を有する者に限る。)</u></p> <p>(5) <u>学校教育法による高等学校又は中等教育学校(次号において「高等 学校等」という。)</u>において土木科又はこれに相当する課程を修めて 卒業した後、7年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を 有する者(3年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有 する者に限る。)</p> <p>(6) <u>高等学校等において機械科若しくは電気科又はこれらに相当する 課程を修めて卒業した後、8年以上水道等に関する技術上の実務に従 事した経験を有する者(4年以上水道に関する技術上の実務に従事し た経験を有する者に限る。)</u></p> <p>(7) 10年以上水道等の工事に関する技術上の実務に従事した経験を有 する者(5年以上水道の工事に関する技術上の実務に従事した経験を 有する者に限る。)</p> <p>(8) 第1号又は第2号の卒業者であつて、学校教育法による大学院研究 科において1年以上衛生工学若しくは水道工学に関する課程を専攻 した後、又は大学の専攻科において衛生工学若しくは水道工学に関</p>

宇治市水道事業給水条例新旧対照表

現行	改正案
<p>する専攻を修了した後、第1号の卒業者にあつては1年以上、第2号の卒業者にあつては2年以上水道 に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの</p>	<p>する専攻を修了した後、第1号の卒業者にあつては2年以上、第2号の卒業者にあつては3年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者(第1号の卒業者にあつては1年以上、第2号の卒業者にあつては1年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。)</p>
<p>(7) 外国の学校において、第1号若しくは第2号に規定する課程及び科目又は第3号若しくは第4号に規定する課程に相当する課程又は科目を、当該各号 において規定する学校において修得する程度と同等以上に修得した後、当該各号 において規定する最低経験年数以上水道 に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</p>	<p>(9) 外国の学校において、第1号から第6号までに規定する課程に相当する課程を、それぞれ当該各号に規定する学校において修得する程度と同等以上に修得した後、それぞれ当該各号に規定する最低経験年数以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者(それぞれ当該各号に規定する水道等の最低経験年数の2分の1以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。)</p>
<p>(8) 技術士法(昭和58年法律第25号)第4条第1項に規定する第二次試験のうち上下水道部門に合格した者(選択科目として上水道及び工業用水道を選択したものに限る。)であつて、1年以上水道に に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの</p>	<p>(10) 技術士法(昭和58年法律第25号)第4条第1項に規定する第二次試験のうち上下水道部門に合格した者(選択科目として上水道及び工業用水道を選択したものに限る。)であつて、1年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者(6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。)</p>
<p>(新設)</p>	<p>(11) 建設業法施行令(昭和31年政令第273号)第34条第1項及び第2項の規定による土木施工管理に係る1級の技術検定に合格した者であつて、3年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者(1年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に</p>

宇治市水道事業給水条例新旧対照表

現行	改正案
<p>(9) (略)</p> <p>(水道技術管理者の資格)</p> <p>第44条 法第19条第3項の条例で定める資格は、次の各号に掲げるものとする。</p> <p>(1) 前条に規定する資格</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____を有する者</p> <p>(2) 前条第1号、第3号及び第4号に規定する学校において<u>土木工学以外の工学、理学、農学、医学若しくは薬学に関する科目又はこれらに相当する科目</u></p> <p>_____を修めて卒業した後(専門職大学前期課程にあつては、修了した後)、同条第1号に規定する学校の卒業生については4年以上、同条第3号に規定する学校の卒業生(専門職大学前期課程の修了者を含む。第4号及び第5号において同じ。)については6年以上、<u>同条第4号</u>に規定する学校の卒業生については8年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</p>	<p>限る。)</p> <p>(12) (略)</p> <p>(水道技術管理者の資格)</p> <p>第44条 法第19条第3項の条例で定める資格は、次の各号に掲げるものとする。</p> <p>(1) 前条第1号、第3号又は第5号に規定する学校において<u>土木工学科若しくは土木科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した後(専門職大学前期課程にあつては、修了した後)、同条第1号に規定する学校を卒業した者については3年以上、同条第3号に規定する学校を卒業した者(専門職大学前期課程にあつては、修了した者)については5年以上、同条第5号に規定する学校を卒業した者については7年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</u></p> <p>(2) 前条第1号、第3号又は第5号に規定する学校において_____ <u>工学、理学、農学、医学若しくは薬学の課程</u> _____又はこれらに相当する課程(土木工学科及び土木科並びにこれらに相当する課程を除く。)を修めて卒業した後(専門職大学前期課程にあつては、修了した後)、同条第1号に規定する学校の卒業生については4年以上、同条第3号に規定する学校の卒業生(専門職大学前期課程の修了者を含む。第4号及び第5号において同じ。)については6年以上、<u>同条第5号</u>に規定する学校の卒業生については8年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</p>

宇治市水道事業給水条例新旧対照表

現行	改正案
<p>(3) (略)</p> <p>(4) 前条第1号、第3号及び第4号に規定する学校において、工学、理学、農学、医学及び薬学に関する科目並びにこれらに相当する科目以外の科目を修めて卒業した後(専門職大学前期課程にあつては、修了した後)、同条第1号に規定する学校の卒業者については5年以上、同条第3号に規定する学校の卒業者については7年以上、同条第4号に規定する学校の卒業者については9年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</p> <p>(5) 外国の学校において、第2号_____に規定する科目又は前号に規定する科目に相当する科目を、当該各号_____に規定する学校において修得する程度と同等以上に修得した後、当該各号_____の卒業者ごとに規定する最低経験年数以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</p> <p>(6) 厚生労働大臣_____の登録を受けた者が行う水道の管理に関する講習の課程を修了した者</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>	<p>(3) (略)</p> <p>(4) 前条第1号、第3号又は第5号に規定する学校において、工学、理学、農学、医学及び薬学に関する課程並びにこれらに相当する課程以外の課程を修めて卒業した後(専門職大学前期課程にあつては、修了した後)、同条第1号に規定する学校の卒業者については5年以上、同条第3号に規定する学校の卒業者については7年以上、同条第5号に規定する学校の卒業者については9年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</p> <p>(5) 外国の学校において、第1号若しくは第2号に規定する課程又は前号に規定する課程に相当する課程を、それぞれ当該各号に規定する学校において修得する程度と同等以上に修得した後、それぞれ当該各号の卒業者ごとに規定する最低経験年数以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</p> <p>(6) 国土交通大臣及び環境大臣の登録を受けた者が行う水道の管理に関する講習の課程を修了した者</p> <p>(7) 技術士法第4条第1項の規定による第二次試験のうち上下水道部門に合格した者(選択科目として上水道及び工業用水道を選択したものに限る。)であつて、1年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</p> <p>(8) 建設業法施行令第34条第1項及び第2項の規定による土木施工管理に係る1級の技術検定に合格した者であつて、3年以上水道に関する</p>

宇治市水道事業給水条例新旧対照表

現行	改正案
第45条～第47条（略）	<u>技術上の実務に従事した経験を有する者</u> 第45条～第47条（略）

宇治市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例新旧対照表

現行	改正案
<p>第1条 (略) (経営の基本)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 水道事業の給水人口は、<u>188,000人</u>とする。</p> <p>4 水道事業の1日最大給水量は、<u>63,000立方メートル</u>とする。</p> <p>5・6 (略)</p> <p>第3条～第6条 (略)</p>	<p>第1条 (略) (経営の基本)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 水道事業の給水人口は、<u>181,000人</u>とする。</p> <p>4 水道事業の1日最大給水量は、<u>62,000立方メートル</u>とする。</p> <p>5・6 (略)</p> <p>第3条～第6条 (略)</p>

宇治市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例新旧対照表

現行	改正案
<p>第1条～第28条 (略)</p> <p>(職員)</p> <p>第29条 (略)</p> <p>2 保育士の数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数の合計数に1を加えた数以上とする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 満3歳以上満4歳に満たない児童 おおむね<u>20人</u>につき1人(法第6条の3第10項第2号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。)</p> <p>(4) 満4歳以上の児童 おおむね<u>30人</u>につき1人</p> <p>3 (略)</p> <p>第30条 (略)</p> <p>(職員)</p> <p>第31条 (略)</p> <p>2 保育従事者の数は、次の各号に掲げる乳幼児の区分に応じ当該各号に定める数の合計数に1を加えた数以上とし、そのうち半数以上は保育士とする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 満3歳以上満4歳に満たない児童 おおむね<u>20人</u>につき1人(法第6条の3第10項第2号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号にお</p>	<p>第1条～第28条 (略)</p> <p>(職員)</p> <p>第29条 (略)</p> <p>2 保育士の数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数の合計数に1を加えた数以上とする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 満3歳以上満4歳に満たない児童 おおむね<u>15人</u>につき1人(法第6条の3第10項第2号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。)</p> <p>(4) 満4歳以上の児童 おおむね<u>25人</u>につき1人</p> <p>3 (略)</p> <p>第30条 (略)</p> <p>(職員)</p> <p>第31条 (略)</p> <p>2 保育従事者の数は、次の各号に掲げる乳幼児の区分に応じ当該各号に定める数の合計数に1を加えた数以上とし、そのうち半数以上は保育士とする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 満3歳以上満4歳に満たない児童 おおむね<u>15人</u>につき1人(法第6条の3第10項第2号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号にお</p>

宇治市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例新旧対照表

現行	改正案
<p>いて同じ。)</p> <p>(4) 満4歳以上の児童 おおむね<u>30人</u>につき1人</p> <p>3 (略)</p> <p>第32条～第43条 (略)</p> <p>(保育所型事業所内保育事業所の職員)</p> <p>第44条 (略)</p> <p>2 保育士の数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数の合計数以上とする。ただし、保育所型事業所内保育事業所1につき2人を下回ることはできない。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 満3歳以上満4歳に満たない児童 おおむね<u>20人</u>につき1人(法第6条の3第12項第2号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。)</p> <p>(4) 満4歳以上の児童 おおむね<u>30人</u>につき1人</p> <p>3 (略)</p> <p>第45条・第46条 (略)</p> <p>(小規模型事業所内保育事業所の職員)</p> <p>第47条 (略)</p> <p>2 保育従事者の数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める</p>	<p>いて同じ。)</p> <p>(4) 満4歳以上の児童 おおむね<u>25人</u>につき1人</p> <p>3 (略)</p> <p>第32条～第43条 (略)</p> <p>(保育所型事業所内保育事業所の職員)</p> <p>第44条 (略)</p> <p>2 保育士の数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数の合計数以上とする。ただし、保育所型事業所内保育事業所1につき2人を下回ることはできない。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 満3歳以上満4歳に満たない児童 おおむね<u>15人</u>につき1人(法第6条の3第12項第2号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。)</p> <p>(4) 満4歳以上の児童 おおむね<u>25人</u>につき1人</p> <p>3 (略)</p> <p>第45条・第46条 (略)</p> <p>(小規模型事業所内保育事業所の職員)</p> <p>第47条 (略)</p> <p>2 保育従事者の数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める</p>

宇治市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例新旧対照表

現行	改正案
<p>数の合計数に1を加えた数以上とし、そのうち半数以上は保育士とする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 満3歳以上満4歳に満たない児童 おおむね<u>20人</u>につき1人(法第6条の3第12項第2号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。)</p> <p>(4) 満4歳以上の児童 おおむね<u>30人</u>につき1人</p> <p>3 (略)</p> <p>第48条・第49条 (略)</p>	<p>数の合計数に1を加えた数以上とし、そのうち半数以上は保育士とする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 満3歳以上満4歳に満たない児童 おおむね<u>15人</u>につき1人(法第6条の3第12項第2号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。)</p> <p>(4) 満4歳以上の児童 おおむね<u>25人</u>につき1人</p> <p>3 (略)</p> <p>第48条・第49条 (略)</p>

宇治市個人番号の利用に関する条例新旧対照表

現行		改正案	
機関	事務	機関	事務
市長～ 市長	(略)	市長～ 市長	(略)
市長 (新設)	介護サービス等の給付に関する事務であつて規則で定めるもの	市長	介護サービス等の給付に関する事務であつて規則で定めるもの
		市長	重度心身障害者・一人親家庭に対する医療費の支給に関する事務であつて規則で定めるもの
		市長	老人に対する医療費の支給に関する事務であつて規則で定めるもの
		市長	重度心身障害老人の健康管理に要する費用の支給に関する事務であつて規則で定めるもの
		市長	子育て支援医療費の支給に関する事務であつて規則で定めるもの

別表第2(第4条関係)		
機関	事務	特定個人情報
市長	生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置に関する事務であつて規則で定めるもの	法別表第2の26の項の第4欄に掲げる事務 であつて規則で定めるもの
市長 ～市	(略)	

別表第2(第4条関係)		
機関	事務	特定個人情報
市長	生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置に関する事務であつて規則で定めるもの	法別表の23の項の下欄に掲げる事務に係る特定個人情報として法第19条第8号の主務省令で定められたものであつて規則で定めるもの
市長 ～市	(略)	

宇治市個人番号の利用に関する条例新旧対照表

現行			改正案		
長			長		
市長	介護サービス等の給付に関する事務 であつて規則で定めるもの	地方税関係情報、生活保護 関係情報又は介護保険給付 等関係情報であつて規則で 定めるもの	市長	介護サービス等の給付に関する事務 であつて規則で定めるもの	地方税関係情報、生活保護 関係情報又は介護保険給付 等関係情報であつて規則で 定めるもの
(新設)			市長	重度心身障害者・一人親家庭に対する 医療費の支給に関する事務であつて 規則で定めるもの	医療保険給付関係情報であ つて規則で定めるもの
			市長	老人に対する医療費の支給に関する 事務であつて規則で定めるもの	医療保険給付関係情報であ つて規則で定めるもの
			市長	重度心身障害老人の健康管理に要す る費用の支給に関する事務であつて 規則で定めるもの	医療保険給付関係情報であ つて規則で定めるもの
			市長	子育て支援医療費の支給に関する事 務であつて規則で定めるもの	医療保険給付関係情報であ つて規則で定めるもの

宇治市立学校設置に関する条例新旧対照表

現行	改正案																		
<p>別表</p> <p>宇治市立学校</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="271 464 696 512">位置</th> <th data-bbox="696 464 1104 512">名称</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="271 512 696 608">宇治市宇治塔川102番地～宇治市五ヶ庄三番割27番地</td> <td data-bbox="696 512 1104 608">(略)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="271 608 696 655">宇治市宇治野神57番地</td> <td data-bbox="696 608 1104 655">宇治市立神明幼稚園</td> </tr> <tr> <td data-bbox="271 655 696 703">宇治市五ヶ庄梅林官有地</td> <td data-bbox="696 655 1104 703">宇治市立東宇治幼稚園</td> </tr> <tr> <td data-bbox="271 703 696 751">宇治市木幡桧尾47番地の1</td> <td data-bbox="696 703 1104 751">宇治市立木幡幼稚園</td> </tr> </tbody> </table>	位置	名称	宇治市宇治塔川102番地～宇治市五ヶ庄三番割27番地	(略)	宇治市宇治野神57番地	宇治市立神明幼稚園	宇治市五ヶ庄梅林官有地	宇治市立東宇治幼稚園	宇治市木幡桧尾47番地の1	宇治市立木幡幼稚園	<p>別表</p> <p>宇治市立学校</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="1160 464 1585 512">位置</th> <th data-bbox="1585 464 1993 512">名称</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1160 512 1585 608">宇治市宇治塔川102番地～宇治市五ヶ庄三番割27番地</td> <td data-bbox="1585 512 1993 608">(略)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1160 608 1585 655">宇治市五ヶ庄梅林官有地</td> <td data-bbox="1585 608 1993 655">宇治市立ひがしうじ幼稚園</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1160 655 1585 751">(削る。)</td> <td data-bbox="1585 655 1993 751"></td> </tr> </tbody> </table>	位置	名称	宇治市宇治塔川102番地～宇治市五ヶ庄三番割27番地	(略)	宇治市五ヶ庄梅林官有地	宇治市立ひがしうじ幼稚園	(削る。)	
位置	名称																		
宇治市宇治塔川102番地～宇治市五ヶ庄三番割27番地	(略)																		
宇治市宇治野神57番地	宇治市立神明幼稚園																		
宇治市五ヶ庄梅林官有地	宇治市立東宇治幼稚園																		
宇治市木幡桧尾47番地の1	宇治市立木幡幼稚園																		
位置	名称																		
宇治市宇治塔川102番地～宇治市五ヶ庄三番割27番地	(略)																		
宇治市五ヶ庄梅林官有地	宇治市立ひがしうじ幼稚園																		
(削る。)																			

宇治市市税条例新旧対照表

現行	改正案
(新設)	<p><u>の納税義務者(次条及び附則第5条の7において「特別税額控除対象納税義務者」という。)の第21条、第23条から第24条の2まで、附則第3条の3第2項、附則第5条第1項、附則第5条の3の2第1項、前条及び附則第7条の2の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。</u></p> <p>2 <u>前項の規定の適用がある場合における第23条の2第2項、第43条の5第1項及び前条の規定の適用については、第23条の2第2項及び前条中「附則第5条の6第2項」とあるのは「附則第5条の6第2項及び第5条の8第6項」と、第43条の5第1項中「課した」とあるのは「附則第5条の5第1項の規定の適用がないものとした場合に課すべき」と、「の前々年中」とあるのは「の同項の規定の適用がないものとした場合における前々年中」と、「前々年中」とあるのは「、附則第5条の5第1項の規定の適用がないものとした場合における前々年中」とする。</u></p> <p>(令和6年度分の個人の市民税の納税通知書に関する特例)</p> <p><u>第5条の6 令和6年度分の個人の市民税に限り、個人の市民税の納税通知書に記載すべき各納期の納付額については、第33条の規定にかかわらず、次に定めるところによる。</u></p> <p>(1) <u>特別税額控除対象納税義務者の特別税額控除前の普通徴収に係る個人の市民税の額(前条第1項の規定の適用がないものとした場合に算出される普通徴収に係る個人の市民税の額をいう。)、特別税額控除前の普通徴収に係る個人の府民税の額(法附則第5条の8第1項及び第2項の規定の適用がないものとした場合に算出される普通徴収に係</u></p>

宇治市市税条例新旧対照表

現行	改正案
	<p>る個人の府民税の額をいう。)及び普通徴収に係る森林環境税の額の合算額(以下この号において「特別税額控除前の普通徴収に係る個人の住民税の額」という。)からその者の普通徴収に係る個人の市民税の額、普通徴収に係る個人の府民税の額及び普通徴収に係る森林環境税の合算額を控除した額(以下この項において「普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額」という。)がその者の特別税額控除前の普通徴収に係る個人の住民税の額を4で除して得た金額(当該金額に1,000円未満の端数があるとき、又は当該金額の全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその金額を切り捨てた金額。以下この項において「分割金額」という。)に3を乗じて得た金額をその者の特別税額控除前の普通徴収に係る個人の住民税の額から控除した残額に相当する金額(以下この項において「第1期分金額」という。)に満たない場合には、当該納税通知書に記載すべき各納期の納付額は、第32条第1項に規定する第1期の納期(以下この項、次項及び次条第1項において「第1期納期」という。)においてはその者の第1期分金額からその者の普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額を控除した額とし、その他のそれぞれの納期においてはその者の分割金額とする。</p> <p>(2) 特別税額控除対象納税義務者の普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額がその者の第1期分金額以上であり、かつ、その者の第1期分金額とその者の分割金額との合計額に満たない場合には、当該</p>

宇治市市税条例新旧対照表

現行	改正案
	<p>納税通知書に記載すべき各納期の納付額は、<u>第1期納期においてはな</u> <u>いものとし、第32条第1項に規定する第2期の納期(以下この項及び次</u> <u>条第1項において「第2期納期」という。)</u>においてはその者の第1期分 金額とその者の分割金額との合計額からその者の普通徴収の個人の 住民税に係る特別税額控除額を控除した額とし、<u>第32条第1項に規定</u> <u>する第3期の納期(以下この項において「第3期納期」という。)</u>及び同 条第1項に規定する第4期の納期(以下この項において「第4期納期」と いう。)<u>においてはその者の分割金額とする。</u></p> <p>(3) <u>特別税額控除対象納税義務者の普通徴収の個人の住民税に係る特</u> <u>別税額控除額がその者の第1期分金額とその者の分割金額との合計額</u> <u>以上であり、かつ、その者の第1期分金額とその者の分割金額に2を</u> <u>乗じて得た金額との合計額に満たない場合には、当該納税通知書に記</u> <u>載すべき各納期の納付額は、第1期納期及び第2期納期においてはな</u> <u>いものとし、第3期納期においてはその者の第1期分金額とその者の</u> <u>分割金額に2を乗じて得た金額との合計額からその者の普通徴収の個</u> <u>人の住民税に係る特別税額控除額を控除した額とし、第4期納期にお</u> <u>いてはその者の分割金額とする。</u></p> <p>(4) <u>特別税額控除対象納税義務者の普通徴収の個人の住民税に係る特</u> <u>別税額控除額がその者の第1期分金額とその者の分割金額に2を乗じ</u> <u>て得た金額との合計額以上である場合には、当該納税通知書に記載す</u> <u>べき各納期の納付額は、第1期納期、第2期納期及び第3期納期におい</u></p>

宇治市市税条例新旧対照表

現行	改正案
(新設)	<p>てはないものとし、第4期納期においてはその者の普通徴収に係る個人の市民税の額、普通徴収に係る個人の府民税の額及び普通徴収に係る森林環境税の額の合算額とする。</p> <p>2 <u>令和6年度分の個人の市民税(第1期納期から第43条第1項の規定により普通徴収の方法によつて徴収されることとなつたものを除く。)</u>を同項の規定により普通徴収の方法によつて徴収する場合については、前項の規定は、適用しない。</p> <p>(令和6年度分の公的年金等に係る所得に係る個人の市民税に関する特例)</p> <p>第5条の7 <u>令和6年度分の個人の市民税に限り、第43条の2第1項の規定により特別徴収の方法によつて徴収すべき公的年金等に係る所得に係る個人の市民税(第3項において「年金所得に係る特別徴収の個人の市民税」という。)</u>の額及び同条第2項の規定により普通徴収の方法によつて徴収すべき公的年金等に係る所得に係る個人の市民税の額については、次に定めるところによる。</p> <p>(1) <u>特別税額控除対象納税義務者の特別税額控除前の年金所得に係る個人の市民税の額(附則第5条の5第1項の規定の適用がないものとした場合に算出される第43条の2第1項に規定する前年中の公的年金等に係る所得に係る所得割額及び均等割額(これと併せて賦課徴収を行う森林環境税額を含む。以下この号及び第5号において同じ。))の合算額(以下この号及び第5号において「年金所得に係る所得割額及び均等</u></p>

宇治市市税条例新旧対照表

現行	改正案
	<p>割額の合算額」という。)をいう。以下この号及び第3項第1号において同じ。)からその者の年金所得に係る所得割額及び均等割額の合算額を控除した額(以下この項及び第3項において「年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額」という。)がその者の特別税額控除前の普通徴収に係る個人の市民税の額(特別税額控除前の年金所得に係る個人の市民税の額から特別税額控除前の特別徴収に係る個人の市民税の額(特別税額控除前の年金所得に係る個人の市民税の額の2分の1に相当する額をいう。以下この号において同じ。)を控除した額をいう。以下この号において同じ。)を2で除して得た金額(当該金額に1,000円未満の端数があるとき、又は当該金額の全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた金額。以下この項において「第2期分金額」という。)をその者の特別税額控除前の普通徴収に係る個人の市民税の額から控除した残額に相当する金額(以下この項において「第1期分金額」という。)に満たない場合には、第1期納期及び第2期納期に普通徴収の方法によつて徴収すべき公的年金等に係る所得に係る個人の市民税の額(以下この項において「普通徴収対象税額」という。)並びに第43条の3に規定する特別徴収対象年金給付の支払をする際、特別徴収の方法によつて徴収すべき公的年金等に係る所得に係る個人の市民税の額(以下この項及び第3項において「特別徴収対象税額」という。)は、第1期納期においてはその者の第1期分金額からその者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別</p>

宇治市市税条例新旧対照表

現行	改正案
	<p><u>税額控除額を控除した残額に相当する税額、第2期納期においてはその者の第2期分金額に相当する税額、当該年度の初日の属する年の10月1日から11月30日までの間においてはその者の特別税額控除前の特別徴収に係る個人の市民税の額を3で除して得た金額(当該金額に100円未満の端数があるとき、又は当該金額の全額が100円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた金額。以下この項において「分割金額」という。)に2を乗じて得た金額をその者の特別税額控除前の特別徴収に係る個人の市民税の額から控除した残額に相当する金額(以下この項において「10月分金額」という。)に相当する税額、同年12月1日から翌年の3月31日までの間においてはその者の分割金額に相当する税額とする。</u></p> <p><u>(2) 特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額がその者の第1期分金額以上であり、かつ、その者の第1期分金額とその者の第2期分金額との合計額に満たない場合には、普通徴収対象税額及び特別徴収対象税額は、第1期納期における税額はないものとし、第2期納期においてはその者の第1期分金額とその者の第2期分金額との合計額からその者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額を控除した残額に相当する税額、当該年度の初日の属する年の10月1日から11月30日までの間においてはその者の10月分金額に相当する税額、同年12月1日から翌年の3月31日までの間においてはその者の分割金額に相当する税額とする。</u></p>

宇治市市税条例新旧対照表

現行	改正案
	<p>(3) <u>特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額がその者の第1期分金額とその者の第2期分金額との合計額以上であり、かつ、その者の第1期分金額、その者の第2期分金額及びその者の10月分金額の合計額に満たない場合には、普通徴収対象税額及び特別徴収対象税額は、第1期納期及び第2期納期における税額はないものとし、当該年度の初日の属する年の10月1日から11月30日までの間においてはその者の第1期分金額、その者の第2期分金額及びその者の10月分金額の合計額からその者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額を控除した残額に相当する税額、同年12月1日から翌年の3月31日までの間においてはその者の分割金額に相当する税額とする。</u></p> <p>(4) <u>特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額がその者の第1期分金額、その者の第2期分金額及びその者の10月分金額の合計額以上であり、かつ、その者の第1期分金額、その者の第2期分金額、その者の10月分金額及びその者の分割金額の合計額に満たない場合には、普通徴収対象税額及び特別徴収対象税額は、第1期納期及び第2期納期並びに当該年度の初日の属する年の10月1日から11月30日までの間における税額はないものとし、同年12月1日から翌年の1月31日までの間においてはその者の第1期分金額、その者の第2期分金額、その者の10月分金額及びその者の分割金額の合計額からその者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別</u></p>

宇治市市税条例新旧対照表

現行	改正案
	<p>税額控除額を控除した残額に相当する税額、同年2月1日から3月31日までの間においてはその者の分割金額に相当する税額とする。</p> <p>(5) 特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額がその者の第1期分金額、その者の第2期分金額、その者の10月分金額及びその者の分割金額の合計額以上である場合には、普通徴収対象税額及び特別徴収対象税額は、第1期納期及び第2期納期並びに当該年度の初日の属する年の10月1日から翌年の1月31日までの間における税額はないものとし、同年2月1日から3月31日までの間においてはその者の年金所得に係る所得割額及び均等割額の合算額に相当する税額とする。</p> <p>2 前項の規定の適用がある場合における第43条の4の規定の適用については、同条第2項中「年金所得に係る特別徴収税額を当該年度の初日の属する年の10月1日から翌年の3月31日までの間における当該特別徴収対象年金所得者に係る特別徴収対象年金給付の支払の回数で除して得た額」とあるのは、「附則第5条の7第1項各号に規定する特別徴収の方法によつて徴収すべき額」とする。</p> <p>3 令和6年度分の個人の市民税に限り、年金所得に係る特別徴収の個人の市民税の額(第1項の規定の適用があるものを除く。)については、次に定めるところによる。</p> <p>(1) 特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額がその者の特別税額控除前の特別徴収に係る個人</p>

宇治市市税条例新旧対照表

現行	改正案
	<p>の市民税の額(特別税額控除前の年金所得に係る個人の市民税の額から第43条の5第1項に規定する年金所得に係る仮特別徴収税額を控除した額をいう。以下この号において同じ。)を3で除して得た金額(当該金額に100円未満の端数があるとき、又は当該金額の全額が100円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた金額。以下この項において「分割金額」という。)に2を乗じて得た金額をその者の特別税額控除前の特別徴収に係る個人の市民税の額から控除した残額に相当する金額(以下この項において「10月分金額」という。)に満たない場合には、特別徴収対象税額は、当該年度の初日の属する年の10月1日から11月30日までの間においてはその者の10月分金額からその者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額を控除した残額に相当する税額、同年12月1日から翌年の3月31日までの間においてはその者の分割金額に相当する税額とする。</p> <p>(2) 特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額がその者の10月分金額以上であり、かつ、その者の10月分金額とその者の分割金額との合計額に満たない場合には、特別徴収対象税額は、当該年度の初日の属する年の10月1日から11月30日までの間における税額はないものとし、同年12月1日から翌年の1月31日までの間においてはその者の10月分金額とその者の分割金額との合計額からその者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額を控除した残額に相当する税額、同年2月1日から3月31日</p>

宇治市市税条例新旧対照表

現行	改正案
<p>(肉用牛の売却による事業所得に係る市民税の課税の特例)</p> <p>第6条 (略)</p> <p>2 前項に規定する各年度分の個人の市民税に限り、法附則第6条第5項に規定する場合において、第27条第1項に規定する申告書に肉用牛の売却</p>	<p><u>までの間においてはその者の分割金額に相当する税額とする。</u></p> <p>(3) <u>特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額がその者の10月分金額とその者の分割金額との合計額以上である場合には、特別徴収対象税額は、当該年度の初日の属する年の10月1日から翌年の1月31日までの間における税額はないものとし、同年2月1日から3月31日までの間においてはその者の第43条の5第2項の規定により読み替えられた第43条の2第1項に規定する年金所得に係る特別徴収税額に相当する税額とする。</u></p> <p>4 <u>前項の規定の適用がある場合における第43条の4の規定の適用については、同条第2項中「年金所得に係る特別徴収税額を当該年度の初日の属する年の10月1日から翌年の3月31日までの間における当該特別徴収対象年金所得者に係る特別徴収対象年金給付の支払の回数で除して得た額」とあるのは、「附則第5条の7第3項各号に規定する特別徴収の方法によつて徴収すべき額」とする。</u></p> <p>5 <u>令和6年度分の個人の市民税につき第43条の6第1項の規定の適用がある場合については、前各項の規定は、適用しない。</u></p> <p>(肉用牛の売却による事業所得に係る市民税の課税の特例)</p> <p>第6条 (略)</p> <p>2 前項に規定する各年度分の個人の市民税に限り、法附則第6条第5項に規定する場合において、第27条第1項に規定する申告書に肉用牛の売却</p>

宇治市市税条例新旧対照表

現行	改正案
<p>に係る租税特別措置法第25条第2項第2号に規定する事業所得の明細に関する事項の記載があるときは、その者の前年の総所得金額に係る市民税の所得割の額は、第18条から第21条まで、第23条から第24条まで、附則第5条第1項、附則第5条の3第1項、附則第5条の3の2第1項及び前条_____の規定にかかわらず、法附則第6条第5項各号に掲げる金額の合計額とすることができる。</p> <p>3 前項の規定の適用がある場合における第24条の2第1項の規定の適用に_____については、同項中_____「前3条」とあるのは、「前3条並びに附則第6条第2項」とする_____。</p> <p>第7条～第8条の2 (略) (法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)</p> <p>第8条の3 (略) 2～7 (略)</p> <p>8 法附則第15条第25項第2号イに規定する設備に係る同号の条例で定める割合は、4分の3とする。</p> <p>9 法附則第15条第25項第2号ロに規定する設備に係る同号の条例で定める割合は、4分の3とする。</p> <p>10 法附則第15条第25項第2号ハに規定する設備に係る同号の条例で定める割合は、4分の3とする。</p>	<p>に係る租税特別措置法第25条第2項第2号に規定する事業所得の明細に関する事項の記載があるときは、その者の前年の総所得金額に係る市民税の所得割の額は、第18条から第21条まで、第23条から第24条まで、附則第5条第1項、附則第5条の3第1項、附則第5条の3の2第1項及び附則第5条の4の規定にかかわらず、法附則第6条第5項各号に掲げる金額の合計額とすることができる。</p> <p>3 前項の規定の適用がある場合における第24条の2第1項及び附則第5条の5第1項の規定の適用については、第24条の2第1項中「前3条」とあるのは「前3条 並びに附則第6条第2項」と、附則第5条の5第1項中「前条及び」とあるのは「前条、附則第6条第2項及び」とする。</p> <p>第7条～第8条の2 (略) (法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)</p> <p>第8条の3 (略) 2～7 (略)</p> <p>8 法附則第15条第25項第3号イに規定する設備に係る同号の条例で定める割合は、4分の3とする。</p> <p>9 法附則第15条第25項第3号ロに規定する設備に係る同号の条例で定める割合は、4分の3とする。</p> <p>10 法附則第15条第25項第3号ハに規定する設備に係る同号の条例で定める割合は、4分の3とする。</p>

宇治市市税条例新旧対照表

現行	改正案
11 法附則第15条第25項第3号イに規定する設備に係る同号の条例で定める割合は、2分の1とする。	11 法附則第15条第25項第4号イに規定する設備に係る同号の条例で定める割合は、2分の1とする。
12 法附則第15条第25項第3号ロに規定する設備に係る同号の条例で定める割合は、2分の1とする。	12 法附則第15条第25項第4号ロに規定する設備に係る同号の条例で定める割合は、2分の1とする。
13 法附則第15条第25項第3号ハに規定する設備に係る同号の条例で定める割合は、2分の1とする。	13 法附則第15条第25項第4号ハに規定する設備に係る同号の条例で定める割合は、2分の1とする。
14 (略)	14 (略)
15 法附則第15条第32項の条例で定める割合は、2分の1とする。	(削る。)
16 法附則第15条第33項の条例で定める割合は、3分の2とする。	15 法附則第15条第32項の条例で定める割合は、3分の2とする。
17 法附則第15条第42項の条例で定める割合は、3分の1とする。	16 法附則第15条第41項の条例で定める割合は、3分の1とする。
18 法附則第15条第43項の条例で定める割合は、4分の3とする。	17 法附則第15条第42項の条例で定める割合は、4分の3とする。
19・20 (略)	18・19 (略)
(新築住宅等に対する固定資産税及び都市計画税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)	(新築住宅等に対する固定資産税及び都市計画税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)
第8条の4 (略)	第8条の4 (略)
2 (略)	2 (略)
(新設)	3 市長は、法附則第15条の7第1項又は第2項の認定長期優良住宅のうち区分所有に係る住宅については、前項の申告書の提出がなかった場合においても、長期優良住宅の普及の促進に関する法律(平成20年法律第87号)第5条第4項に規定する管理者等から、法附則第15条の7第3項に規

宇治市市税条例新旧対照表

現行	改正案
<p>3～6 (略)</p> <p>7 法附則第15条の9第4項の高齢者等居住改修住宅又は同条第5項の高齢者等居住改修専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第4項に規定する居住安全改修工事が完了した日から3月以内に、次の各号に掲げる事項を記載した申告書に<u>施行規則附則第7条第8項各号</u>に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(7) (略)</p> <p>8 法附則第15条の9第9項の熱損失防止改修等住宅又は同条第10項の熱損失防止改修等専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第9項に規定する熱損失防止改修工事等が完了した日から3月以内に、次の各号に掲げる事項を記載した申告書に<u>施行規則附則第7条第9項各号</u>に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p>9 法附則第15条の9の2第1項に規定する特定耐震基準適合住宅について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該特定耐震基準適合</p>	<p><u>定する期間内に施行規則附則第7条第4項に規定する書類の提出がされ、かつ、当該区分所有に係る住宅が法附則第15条の7第1項又は第2項に規定する要件に該当すると認められるときは、前項の規定にかかわらず、同条第1項又は第2項の規定を適用することができる。</u></p> <p>4～7 (略)</p> <p>8 法附則第15条の9第4項の高齢者等居住改修住宅又は同条第5項の高齢者等居住改修専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第4項に規定する居住安全改修工事が完了した日から3月以内に、次の各号に掲げる事項を記載した申告書に<u>施行規則附則第7条第9項各号</u>に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(7) (略)</p> <p>9 法附則第15条の9第9項の熱損失防止改修等住宅又は同条第10項の熱損失防止改修等専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第9項に規定する熱損失防止改修工事等が完了した日から3月以内に、次の各号に掲げる事項を記載した申告書に<u>施行規則附則第7条第10項各号</u>に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p>10 法附則第15条の9の2第1項に規定する特定耐震基準適合住宅について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該特定耐震基準適合</p>

宇治市市税条例新旧対照表

現行	改正案
<p>住宅に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次の各号に掲げる事項を記載した申告書に<u>施行規則附則第7条第10項各号</u>に規定する書類を添付して市長に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(6) (略)</p>	<p>住宅に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次の各号に掲げる事項を記載した申告書に<u>施行規則附則第7条第11項各号</u>に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(6) (略)</p>
<p><u>10</u> 法附則第15条の9の2第4項に規定する特定熱損失防止改修等住宅又は同条第5項に規定する特定熱損失防止改修等住宅専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、法附則第15条の9第9項に規定する熱損失防止改修工事等が完了した日から3月以内に、次の各号に掲げる事項を記載した申告書に<u>施行規則附則第7条第11項各号</u>に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(6) (略)</p>	<p><u>11</u> 法附則第15条の9の2第4項に規定する特定熱損失防止改修等住宅又は同条第5項に規定する特定熱損失防止改修等住宅専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、法附則第15条の9第9項に規定する熱損失防止改修工事等が完了した日から3月以内に、次の各号に掲げる事項を記載した申告書に<u>施行規則附則第7条第12項各号</u>に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(6) (略)</p>
<p><u>11</u> 法附則第15条の9の3第1項に規定する特定マンションに係る区分所有に係る家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該特定マンションに係る同項に規定する工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に<u>施行規則附則第7条第16項各号</u>に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(5) (略)</p>	<p><u>12</u> 法附則第15条の9の3第1項に規定する特定マンションに係る区分所有に係る家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該特定マンションに係る同項に規定する工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に<u>施行規則附則第7条第17項各号</u>に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(5) (略)</p>
<p><u>12</u> 法附則第15条の10第1項の耐震基準適合家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次の各号に掲げる事項を記載した申告書に</p>	<p><u>13</u> 法附則第15条の10第1項の耐震基準適合家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次の各号に掲げる事項を記載した申告書に</p>

宇治市市税条例新旧対照表

現行	改正案
<p>施行規則<u>附則第7条第17項</u>に規定する補助に係る補助金確定通知書の写し、建築物の耐震改修の促進に関する法律(平成7年法律第123号)第7条又は附則第3条第1項の規定による報告の写し及び当該耐震改修後の家屋が令附則第12条第19項に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して市長に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(5) 施行規則<u>附則第7条第17項</u>に規定する補助の算定の基礎となつた当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修に要した費用</p> <p>(6) (略)</p> <p>13 (略)</p> <p>(土地に対して課する令和3年度から令和5年度までの各年度分の固定資産税及び都市計画税の特例に関する用語の意義)</p> <p>第9条 次条から附則第21条までにおいて、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に掲げる規定に定めるところによる。</p> <p>(1)～(8) (略)</p> <p>(9) 平成5年度適用市街化区域農地 法<u>附則第19条の3第5項</u></p> <p>(10) (略)</p> <p>(令和4年度又は令和5年度における土地の価格の特例)</p> <p>第9条の2 本市の区域内の自然的及び社会的条件からみて類似の利用価値を有すると認められる地域において地価が下落し、かつ、市長が土</p>	<p>施行規則<u>附則第7条第18項</u>に規定する補助に係る補助金確定通知書の写し、建築物の耐震改修の促進に関する法律(平成7年法律第123号)第7条又は附則第3条第1項の規定による報告の写し及び当該耐震改修後の家屋が令附則第12条第19項に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して市長に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(5) 施行規則<u>附則第7条第18項</u>に規定する補助の算定の基礎となつた当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修に要した費用</p> <p>(6) (略)</p> <p>14 (略)</p> <p>(土地に対して課する令和6年度から令和8年度までの各年度分の固定資産税及び都市計画税の特例に関する用語の意義)</p> <p>第9条 次条から附則第21条までにおいて、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に掲げる規定に定めるところによる。</p> <p>(1)～(8) (略)</p> <p>(9) 平成5年度適用市街化区域農地 法<u>附則第19条の3第4項</u></p> <p>(10) (略)</p> <p>(令和7年度又は令和8年度における土地の価格の特例)</p> <p>第9条の2 本市の区域内の自然的及び社会的条件からみて類似の利用価値を有すると認められる地域において地価が下落し、かつ、市長が土</p>

宇治市市税条例新旧対照表

現行	改正案
<p>地の修正前の価格(法附則第17条の2第1項に規定する修正前の価格をいう。)を当該年度分の固定資産税の課税標準とすることが固定資産税の課税上著しく均衡を失すると認める場合における当該土地に対して課する固定資産税の課税標準は、第67条の規定にかかわらず、<u>令和4年度分又は令和5年度分</u>の固定資産税に限り、当該土地の修正価格(法附則第17条の2第1項に規定する修正価格をいう。)で土地課税台帳等に登録されたものとする。</p> <p>2 法附則第17条の2第2項に規定する<u>令和4年度適用土地又は令和4年度類似適用土地</u>であつて、<u>令和5年度分</u>の固定資産税について前項の規定の適用を受けないこととなるものに対して課する同年度分の固定資産税の課税標準は、第67条の規定にかかわらず、修正された価格(法附則第17条の2第2項に規定する修正された価格をいう。)で土地課税台帳等に登録されたものとする。</p> <p>(宅地等に対して課する<u>令和3年度から令和5年度</u>までの各年度分の固定資産税の特例)</p> <p>第10条 宅地等に係る<u>令和3年度から令和5年度</u>までの各年度分の固定資産税の額は、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税額が、当該宅地等の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額に、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格(当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3の2の規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該価格に同条に定</p>	<p>地の修正前の価格(法附則第17条の2第1項に規定する修正前の価格をいう。)を当該年度分の固定資産税の課税標準とすることが固定資産税の課税上著しく均衡を失すると認める場合における当該土地に対して課する固定資産税の課税標準は、第67条の規定にかかわらず、<u>令和7年度分又は令和8年度分</u>の固定資産税に限り、当該土地の修正価格(法附則第17条の2第1項に規定する修正価格をいう。)で土地課税台帳等に登録されたものとする。</p> <p>2 法附則第17条の2第2項に規定する<u>令和7年度適用土地又は令和7年度類似適用土地</u>であつて、<u>令和8年度分</u>の固定資産税について前項の規定の適用を受けないこととなるものに対して課する同年度分の固定資産税の課税標準は、第67条の規定にかかわらず、修正された価格(法附則第17条の2第2項に規定する修正された価格をいう。)で土地課税台帳等に登録されたものとする。</p> <p>(宅地等に対して課する<u>令和6年度から令和8年度</u>までの各年度分の固定資産税の特例)</p> <p>第10条 宅地等に係る<u>令和6年度から令和8年度</u>までの各年度分の固定資産税の額は、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税額が、当該宅地等の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額に、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格(当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3の2の規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該価格に同条に定</p>

宇治市市税条例新旧対照表

現行	改正案
<p>める率を乗じて得た額。以下この条において同じ。)に100分の5(商業地等に係る令和4年度分の固定資産税にあつては、100分の2.5)を乗じて得た額を加算した額(令和3年度分の固定資産税にあつては、前年度分の固定資産税の課税標準額)(当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額(以下「宅地等調整固定資産税額」という。)を超える場合には、当該宅地等調整固定資産税額とする。</p> <p>2 前項の規定の適用を受ける商業地等に係る令和4年度分及び令和5年度分 _____ の宅地等調整固定資産税額は、当該宅地等調整固定資産税額が、当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に10分の6を乗じて得た額(当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額を超える場合には、同項の規定にかかわらず、当該固定資産税額とする。</p> <p>3 第1項の規定の適用を受ける宅地等に係る令和4年度分及び令和5年度分 _____ の宅地等調整固定資産税額は、当該宅地等調整固定資産税額が、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となる</p>	<p>める率を乗じて得た額。以下この条において同じ。)に100分の5 _____ を乗じて得た額を加算した額 _____ (当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額(以下「宅地等調整固定資産税額」という。)を超える場合には、当該宅地等調整固定資産税額とする。</p> <p>2 前項の規定の適用を受ける商業地等に係る令和6年度から令和8年度までの各年度分の宅地等調整固定資産税額は、当該宅地等調整固定資産税額が、当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に10分の6を乗じて得た額(当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額を超える場合には、同項の規定にかかわらず、当該固定資産税額とする。</p> <p>3 第1項の規定の適用を受ける宅地等に係る令和6年度から令和8年度までの各年度分の宅地等調整固定資産税額は、当該宅地等調整固定資産税額が、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となる</p>

宇治市市税条例新旧対照表

現行	改正案
<p>べき価格に10分の2を乗じて得た額(当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額に満たない場合には、同項の規定にかかわらず、当該固定資産税額とする。</p> <p>4 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.6以上0.7以下のものに係る令和3年度から令和5年度までの各年度分の固定資産税の額は、第1項の規定にかかわらず、当該商業地等の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額(当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額(以下「商業地等据置固定資産税額」という。)とする。</p> <p>5 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.7を超えるものに係る令和3年度から令和5年度までの各年度分の固定資産税の額は、第1項の規定にかかわらず、当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に10分の7を乗じて得た額(当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該</p>	<p>べき価格に10分の2を乗じて得た額(当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額に満たない場合には、同項の規定にかかわらず、当該固定資産税額とする。</p> <p>4 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.6以上0.7以下のものに係る令和6年度から令和8年度までの各年度分の固定資産税の額は、第1項の規定にかかわらず、当該商業地等の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額(当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額(以下「商業地等据置固定資産税額」という。)とする。</p> <p>5 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.7を超えるものに係る令和6年度から令和8年度までの各年度分の固定資産税の額は、第1項の規定にかかわらず、当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に10分の7を乗じて得た額(当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該</p>

宇治市市税条例新旧対照表

現行	改正案
<p>額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額(以下「商業地等調整固定資産税額」という。)とする。</p> <p>第11条 <u>地方税法等の一部を改正する法律(令和3年法律第7号)附則第14条の規定により、令和3年度から令和5年度までの各年度分の固定資産税については、法附則第18条の3(法附則第21条の2第2項において読み替えて準用する場合を含む。)</u>の規定を適用しないこととする。</p> <p>(農地に対して課する<u>令和3年度から令和5年度までの各年度分の固定資産税の特例</u>)</p> <p>第12条 農地に係る<u>令和3年度から令和5年度までの各年度分の固定資産税の額は、当該農地に係る当該年度分の固定資産税額が、当該農地に係る当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額(当該農地が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける農地であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額。以下この項において同じ。)</u>に、当該農地の当該年度の次の表の左欄に掲げる負担水準の区分に応じ、同表の右欄に掲げる負担調整率を乗じて得た額(令和3年度分の固定資産税にあつては、前年度分の固定資産税の課税標準額)を当該農地に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額(以下「農地調整固定資産税額」という。))を超える場合には、当該農地調整固定資産税額とする。</p>	<p>額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額(以下「商業地等調整固定資産税額」という。)とする。</p> <p>第11条 <u>地方税法等の一部を改正する法律(令和6年法律第4号)附則第21条の規定により、令和6年度から令和8年度までの各年度分の固定資産税については、法附則第18条の3(法附則第21条の2第2項において読み替えて準用する場合を含む。)</u>の規定を適用しないこととする。</p> <p>(農地に対して課する<u>令和6年度から令和8年度までの各年度分の固定資産税の特例</u>)</p> <p>第12条 農地に係る<u>令和6年度から令和8年度までの各年度分の固定資産税の額は、当該農地に係る当該年度分の固定資産税額が、当該農地に係る当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額(当該農地が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける農地であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額_____)</u>に、当該農地の当該年度の次の表の左欄に掲げる負担水準の区分に応じ、同表の右欄に掲げる負担調整率を乗じて得た額_____を当該農地に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額(以下「農地調整固定資産税額」という。))を超える場合には、当該農地調整固定資産税額とする。</p>

宇治市市税条例新旧対照表

現行	改正案
(略)	(略)
<p>第13条 (略)</p> <p>(市街化区域農地に対して課する平成6年度以降の各年度分の固定資産税の特例)</p> <p>第14条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 <u>令和2年度分の固定資産税について宇治市市税条例の一部を改正する条例(令和3年宇治市条例第13号)による改正前の宇治市市税条例(以下「令和3年改正前の条例」という。)</u>附則第14条第3項において準用する同条第1項ただし書の規定の適用を受けた市街化区域農地に対して課する令和3年度分の固定資産税の額は、前項の規定により算定した当該市街化区域農地に係る令和3年度分の固定資産税額が、当該市街化区域農地に係る令和2年度分の固定資産税に係る令和3年改正前の条例附則第14条第3項において準用する同条第1項ただし書に規定する固定資産税の課税標準となるべき額を当該市街化区域農地に係る令和3年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額を超える場合には、当該固定資産税額とする。</p> <p>第15条 市街化区域農地に係る令和3年度から令和5年度までの各年度分の固定資産税の額は、前条の規定により算定した当該市街化区域農地に係る当該年度分の固定資産税額が、当該市街化区域農地の当該年度</p>	<p>第13条 (略)</p> <p>(市街化区域農地に対して課する平成6年度以降の各年度分の固定資産税の特例)</p> <p>第14条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(削る。)</p> <p>第15条 市街化区域農地に係る令和6年度から令和8年度までの各年度分の固定資産税の額は、前条の規定により算定した当該市街化区域農地に係る当該年度分の固定資産税額が、当該市街化区域農地の当該年度</p>

宇治市市税条例新旧対照表

現行	改正案
<p>分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額に、当該市街化区域農地に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格の3分の1の額に100分の5を乗じて得た額を加算した額(令和3年度分の固定資産税にあつては、前年度分の固定資産税の課税標準額)(当該市街化区域農地が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける市街化区域農地であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該市街化区域農地に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額(以下「市街化区域農地調整固定資産税額」という。))を超える場合には、当該市街化区域農地調整固定資産税額とする。</p> <p>2 前項の規定の適用を受ける市街化区域農地に係る令和4年度分及び令和5年度分_____の市街化区域農地調整固定資産税額は、当該市街化区域農地調整固定資産税額が、当該市街化区域農地に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格の3分の1の額に10分の2を乗じて得た額(当該市街化区域農地が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける市街化区域農地であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該市街化区域農地に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額に満たない場合には、同項の規定にかかわらず、当該固定資産税額とする。</p>	<p>分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額に、当該市街化区域農地に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格の3分の1の額に100分の5を乗じて得た額を加算した額_____ (当該市街化区域農地が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける市街化区域農地であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該市街化区域農地に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額(以下「市街化区域農地調整固定資産税額」という。))を超える場合には、当該市街化区域農地調整固定資産税額とする。</p> <p>2 前項の規定の適用を受ける市街化区域農地に係る令和6年度から令和8年度までの各年度分の市街化区域農地調整固定資産税額は、当該市街化区域農地調整固定資産税額が、当該市街化区域農地に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格の3分の1の額に10分の2を乗じて得た額(当該市街化区域農地が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける市街化区域農地であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該市街化区域農地に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額に満たない場合には、同項の規定にかかわらず、当該固定資産税額とする。</p>

宇治市市税条例新旧対照表

現行	改正案
<p>第15条の2～第16条 (略)</p> <p>(免税点の適用に関する特例)</p> <p>第17条 附則第10条、第12条、第14条又は第15条の規定の適用がある各年度分の固定資産税に限り、第69条に規定する固定資産税の課税標準となるべき額は、附則第10条、第12条又は第15条の規定の適用を受ける宅地等、農地又は市街化区域農地についてはこれらの規定に規定する当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額によるものとし、附則第14条の規定の適用を受ける市街化区域農地(附則第15条の規定の適用を受ける市街化区域農地を除く。)については同条第1項(同条第3項において準用する場合を含む。)又は第4項に規定するその年度分の課税標準となるべき額によるものとする。</p> <p>第17条の2 (略)</p> <p>(宅地等に対して課する令和3年度から令和5年度までの各年度分の都市計画税の特例)</p> <p>第18条 宅地等に係る令和3年度から令和5年度までの各年度分の都市計画税の額は、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税額が、当該宅地等の当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額に、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格(当該宅地等が当該年度分の都市計画税について法第702条の3の規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該価格に同条に定める率を乗じて得た額。以下同じ。)に100分の5(商業地等に係る令和4年度</p>	<p>第15条の2～第16条 (略)</p> <p>(免税点の適用に関する特例)</p> <p>第17条 附則第10条、第12条、第14条又は第15条の規定の適用がある各年度分の固定資産税に限り、第69条に規定する固定資産税の課税標準となるべき額は、附則第10条、第12条又は第15条の規定の適用を受ける宅地等、農地又は市街化区域農地についてはこれらの規定に規定する当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額によるものとし、附則第14条の規定の適用を受ける市街化区域農地(附則第15条の規定の適用を受ける市街化区域農地を除く。)については同条第1項(同条第3項において準用する場合を含む。)_____に規定するその年度分の課税標準となるべき額によるものとする。</p> <p>第17条の2 (略)</p> <p>(宅地等に対して課する令和6年度から令和8年度までの各年度分の都市計画税の特例)</p> <p>第18条 宅地等に係る令和6年度から令和8年度までの各年度分の都市計画税の額は、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税額が、当該宅地等の当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額に、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格(当該宅地等が当該年度分の都市計画税について法第702条の3の規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該価格に同条に定める率を乗じて得た額。以下同じ。)に100分の5</p>

宇治市市税条例新旧対照表

現行	改正案
<p>分の都市計画税にあつては、<u>100分の2.5</u>)を乗じて得た額を加算した額(令和3年度分の都市計画税にあつては、<u>前年度分の都市計画税の課税標準額</u>(当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3(第18項を除く。))又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額(以下「宅地等調整都市計画税額」という。))を超える場合には、当該宅地等調整都市計画税額とする。</p> <p>2 前項の規定の適用を受ける商業地等に係る<u>令和4年度分及び令和5年度分</u> _____ の宅地等調整都市計画税額は、当該宅地等調整都市計画税額が、当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に10分の6を乗じて得た額(当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3(第18項を除く。))又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額を超える場合には、前項の規定にかかわらず、当該都市計画税額とする。</p> <p>3 第1項の規定の適用を受ける宅地等に係る<u>令和4年度分及び令和5年度分</u> _____ の宅地等調整都市計画税額は、当該宅地等調整都市計画税額が、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となる</p>	<p>_____ を乗じて得た額を加算した額</p> <p>_____ (当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3(第18項を除く。))又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額(以下「宅地等調整都市計画税額」という。))を超える場合には、当該宅地等調整都市計画税額とする。</p> <p>2 前項の規定の適用を受ける商業地等に係る<u>令和6年度から令和8年度までの各年度分</u>の宅地等調整都市計画税額は、当該宅地等調整都市計画税額が、当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に10分の6を乗じて得た額(当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3(第18項を除く。))又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額を超える場合には、前項の規定にかかわらず、当該都市計画税額とする。</p> <p>3 第1項の規定の適用を受ける宅地等に係る<u>令和6年度から令和8年度までの各年度分</u>の宅地等調整都市計画税額は、当該宅地等調整都市計画税額が、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となる</p>

宇治市市税条例新旧対照表

現行	改正案
<p>べき価格に10分の2を乗じて得た額(当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3(第18項を除く。)又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額に満たない場合には、第1項の規定にかかわらず、当該都市計画税額とする。</p> <p>4 商業地等のうち当該商業地などの当該年度の負担水準が0.6以上0.7以下のものに係る令和3年度から令和5年度までの各年度分の都市計画税の額は、第1項の規定にかかわらず、当該商業地等の当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額(当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3(第18項を除く。)又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額(以下「商業地等据置都市計画税額」という。)とする。</p> <p>5 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.7を超えるものに係る令和3年度から令和5年度までの各年度分の都市計画税の額は、第1項の規定にかかわらず、当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に10分の7を乗じて得た額(当該商業</p>	<p>べき価格に10分の2を乗じて得た額(当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3(第18項を除く。)又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額に満たない場合には、第1項の規定にかかわらず、当該都市計画税額とする。</p> <p>4 商業地等のうち当該商業地などの当該年度の負担水準が0.6以上0.7以下のものに係る令和6年度から令和8年度までの各年度分の都市計画税の額は、第1項の規定にかかわらず、当該商業地等の当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額(当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3(第18項を除く。)又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額(以下「商業地等据置都市計画税額」という。)とする。</p> <p>5 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.7を超えるものに係る令和6年度から令和8年度までの各年度分の都市計画税の額は、第1項の規定にかかわらず、当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に10分の7を乗じて得た額(当該商業</p>

宇治市市税条例新旧対照表

現行	改正案
<p>地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3(第18項を除く。)又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額(以下「商業地等調整都市計画税額」という。)とする。</p> <p>第18条の2 <u>地方税法等の一部を改正する法律附則第14条の規定により、令和3年度から令和5年度までの各年度分の都市計画税については、法附則第25条の3(法附則第27条の4の2第2項において読み替えて準用する場合を含む。)</u>の規定を適用しないこととする。</p> <p>(農地に対して課する<u>令和3年度から令和5年度までの各年度分の都市計画税の特例</u>)</p> <p>第19条 農地に係る<u>令和3年度から令和5年度までの各年度分の都市計画税の額は、当該農地に係る当該年度分の都市計画税額が、当該農地に係る当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額(当該農地が当該年度分の固定資産税について法第349条の3(第18項を除く。)又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける農地であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額。以下この項において同じ。)</u>に、当該農地の当該年度の次の表の左欄に掲げる負担水準の区分に応じ、同表の右欄に掲げる負担調整率を乗じて得た額(令和3年度分の都市計画税にあつては、前年度分の都</p>	<p>地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3(第18項を除く。)又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額(以下「商業地等調整都市計画税額」という。)とする。</p> <p>第18条の2 <u>地方税法等の一部を改正する法律附則第21条の規定により、令和6年度から令和8年度までの各年度分の都市計画税については、法附則第25条の3(法附則第27条の4の2第2項において読み替えて準用する場合を含む。)</u>の規定を適用しないこととする。</p> <p>(農地に対して課する<u>令和6年度から令和8年度までの各年度分の都市計画税の特例</u>)</p> <p>第19条 農地に係る<u>令和6年度から令和8年度までの各年度分の都市計画税の額は、当該農地に係る当該年度分の都市計画税額が、当該農地に係る当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額(当該農地が当該年度分の固定資産税について法第349条の3(第18項を除く。)又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける農地であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額</u>)に、当該農地の当該年度の次の表の左欄に掲げる負担水準の区分に応じ、同表の右欄に掲げる負担調整率を乗じて得た額</p>

宇治市市税条例新旧対照表

現行	改正案
<p>市計画税の課税標準額)を当該農地に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額(以下「農地調整都市計画税額」という。)を超える場合には、当該農地調整都市計画税額とする。</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p>(市街化区域農地に対して課する平成6年度以降の各年度分の都市計画税の特例)</p> <p>第20条 (略)</p> <p>第20条の2 市街化区域農地に係る令和3年度から令和5年度までの各年度分の都市計画税の額は、前条の規定により附則第14条の規定の例により算定した当該市街化区域農地に係る当該年度分の都市計画税額が、当該市街化区域農地の当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額に、当該市街化区域農地に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格の3分の2の額に100分の5を乗じて得た額を加算した額(令和3年度の都市計画税にあつては、前年度分の都市計画税の課税標準額)(当該市街化区域農地が当該年度分の固定資産税について法第349条の3(第18項を除く。)又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける市街化区域農地であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該市街化区域農地に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額(以下「市街化区域農地調整都市計画税額」という。)</p>	<p>_____を当該農地に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額(以下「農地調整都市計画税額」という。)を超える場合には、当該農地調整都市計画税額とする。</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p>(市街化区域農地に対して課する平成6年度以降の各年度分の都市計画税の特例)</p> <p>第20条 (略)</p> <p>第20条の2 市街化区域農地に係る令和6年度から令和8年度までの各年度分の都市計画税の額は、前条の規定により附則第14条の規定の例により算定した当該市街化区域農地に係る当該年度分の都市計画税額が、当該市街化区域農地の当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額に、当該市街化区域農地に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格の3分の2の額に100分の5を乗じて得た額を加算した額</p> <p>_____ (当該市街化区域農地が当該年度分の固定資産税について法第349条の3(第18項を除く。)又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける市街化区域農地であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該市街化区域農地に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額(以下「市街化区域農地調整都市計画税額」という。)</p>

宇治市市税条例新旧対照表

現行	改正案
<p>を超える場合には、当該市街化区域農地調整都市計画税額とする。</p> <p>2 前項の規定の適用を受ける市街化区域農地に係る令和4年度分及び令和5年度分 _____ の市街化区域農地調整都市計画税額は、当該市街化区域農地調整都市計画税額が、当該市街化区域農地に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格の3分の2の額に10分の2を乗じて得た額(当該市街化区域農地が当該年度分の固定資産税について法第349条の3(第18項を除く。))又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける市街化区域農地であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該市街化区域農地に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額に満たない場合には、前項の規定にかかわらず、当該都市計画税額とする。</p> <p>第21条～第21条の8 (略)</p> <p>(特別土地保有税の課税の特例)</p> <p>第22条 附則第10条各項の規定の適用がある宅地等(附則第9条第2号に掲げる宅地等をいうものとし、法第349条の3、第349条の3の2又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用がある宅地等を除く。)に対して課する令和3年度から令和5年度までの各年度分の特別土地保有税については、第136条第1号及び第139条の5中「当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格」とあるのは、「当該年度分の固定資産税に係る附則第10条各項に規定する課税標準となるべき額」とする。</p>	<p>を超える場合には、当該市街化区域農地調整都市計画税額とする。</p> <p>2 前項の規定の適用を受ける市街化区域農地に係る令和6年度から令和8年度までの各年度分の市街化区域農地調整都市計画税額は、当該市街化区域農地調整都市計画税額が、当該市街化区域農地に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格の3分の2の額に10分の2を乗じて得た額(当該市街化区域農地が当該年度分の固定資産税について法第349条の3(第18項を除く。))又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける市街化区域農地であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該市街化区域農地に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額に満たない場合には、前項の規定にかかわらず、当該都市計画税額とする。</p> <p>第21条～第21条の8 (略)</p> <p>(特別土地保有税の課税の特例)</p> <p>第22条 附則第10条各項の規定の適用がある宅地等(附則第9条第2号に掲げる宅地等をいうものとし、法第349条の3、第349条の3の2又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用がある宅地等を除く。)に対して課する令和6年度から令和8年度までの各年度分の特別土地保有税については、第136条第1号及び第139条の5中「当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格」とあるのは、「当該年度分の固定資産税に係る附則第10条各項に規定する課税標準となるべき額」とする。</p>

宇治市市税条例新旧対照表

現行	改正案
<p>2 法附則第11条の5第1項に規定する宅地評価土地の取得のうち平成18年1月1日から<u>令和6年3月31日</u>までの間にされたものに対して課する特別土地保有税については、第136条第2号中「不動産取得税の課税標準となるべき価格」とあるのは「不動産取得税の課税標準となるべき価格(法附則第11条の5第1項の規定の適用がないものとした場合における課税標準となるべき価格をいう。)に2分の1を乗じて得た額」とし、「令第54条の38第1項に規定する価格」とあるのは「令第54条の38第1項に規定する価格(法附則第11条の5第1項の規定の適用がないものとした場合における価格をいう。)に2分の1を乗じて得た額」とする。</p> <p>3～5 (略)</p> <p>第22条の2 (略)</p> <p>(上場株式等に係る配当所得等に係る市民税の課税の特例)</p> <p>第23条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 第1項の規定の適用がある場合には、次の各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(新設)</p> <p>(土地の譲渡等に係る事業所得等に係る市民税の課税の特例)</p>	<p>2 法附則第11条の5第1項に規定する宅地評価土地の取得のうち平成18年1月1日から<u>令和9年3月31日</u>までの間にされたものに対して課する特別土地保有税については、第136条第2号中「不動産取得税の課税標準となるべき価格」とあるのは「不動産取得税の課税標準となるべき価格(法附則第11条の5第1項の規定の適用がないものとした場合における課税標準となるべき価格をいう。)に2分の1を乗じて得た額」とし、「令第54条の38第1項に規定する価格」とあるのは「令第54条の38第1項に規定する価格(法附則第11条の5第1項の規定の適用がないものとした場合における価格をいう。)に2分の1を乗じて得た額」とする。</p> <p>3～5 (略)</p> <p>第22条の2 (略)</p> <p>(上場株式等に係る配当所得等に係る市民税の課税の特例)</p> <p>第23条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 第1項の規定の適用がある場合には、次の各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) <u>附則第5条の5の規定の適用については、同条第1項中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第23条第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。</u></p> <p>(土地の譲渡等に係る事業所得等に係る市民税の課税の特例)</p>

宇治市市税条例新旧対照表

現行	改正案
<p>第24条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 第1項の規定の適用がある場合には、次の各号に定めるところによる。 (1)～(4) (略) (新設)</p> <p>4 (略) (長期譲渡所得に係る個人の市民税の課税の特例)</p> <p>第25条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 第1項の規定の適用がある場合には、次の各号に定めるところによる。 (1)～(4) (略) (新設)</p> <p>第26条・第26条の2 (略) (短期譲渡所得に係る個人の市民税の課税の特例)</p> <p>第27条 (略)</p>	<p>第24条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 第1項の規定の適用がある場合には、次の各号に定めるところによる。 (1)～(4) (略) <u>(5) 附則第5条の5の規定の適用については、同条第1項中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第24条第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。</u></p> <p>4 (略) (長期譲渡所得に係る個人の市民税の課税の特例)</p> <p>第25条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 第1項の規定の適用がある場合には、次の各号に定めるところによる。 (1)～(4) (略) <u>(5) 附則第5条の5の規定の適用については、同条第1項中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第25条第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。</u></p> <p>第26条・第26条の2 (略) (短期譲渡所得に係る個人の市民税の課税の特例)</p> <p>第27条 (略)</p>

宇治市市税条例新旧対照表

現行	改正案
<p>2～4 (略)</p> <p>5 第1項の規定の適用がある場合には、次の各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(新設)</p> <p>(一般株式等に係る譲渡所得等に係る個人の市民税の課税の特例)</p> <p>第27条の2 (略)</p> <p>2 前項の規定の適用がある場合には、次の各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(新設)</p> <p>第27条の2の2 (略)</p> <p>(先物取引に係る雑所得等に係る個人の市民税の課税の特例)</p> <p>第27条の3 (略)</p> <p>2 前項の規定の適用がある場合には、次の各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(新設)</p>	<p>2～4 (略)</p> <p>5 第1項の規定の適用がある場合には、次の各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p><u>(5) 附則第5条の5の規定の適用については、同条第1項中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第27条第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。</u></p> <p>(一般株式等に係る譲渡所得等に係る個人の市民税の課税の特例)</p> <p>第27条の2 (略)</p> <p>2 前項の規定の適用がある場合には、次の各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p><u>(5) 附則第5条の5の規定の適用については、同条第1項中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第27条の2第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。</u></p> <p>第27条の2の2 (略)</p> <p>(先物取引に係る雑所得等に係る個人の市民税の課税の特例)</p> <p>第27条の3 (略)</p> <p>2 前項の規定の適用がある場合には、次の各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p><u>(5) 附則第5条の5の規定の適用については、同条第1項中「所得割の額」</u></p>

宇治市市税条例新旧対照表

現行	改正案
<p>(特例適用利子等及び特例適用配当等に係る個人の市民税の課税の特例)</p> <p>第27条の4 (略)</p> <p>2 前項の規定の適用がある場合には、次の各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(新設)</p> <p>3・4 (略)</p> <p>5 第3項後段の規定の適用がある場合には、次の各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(新設)</p> <p>(条約適用利子等及び条約適用配当等に係る個人の市民税の課税の特例)</p> <p>第27条の5 (略)</p>	<p><u>とあるのは、「所得割の額並びに附則第27条の3第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。</u></p> <p>(特例適用利子等及び特例適用配当等に係る個人の市民税の課税の特例)</p> <p>第27条の4 (略)</p> <p>2 前項の規定の適用がある場合には、次の各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) <u>附則第5条の5の規定の適用については、同条第1項中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第27条の4第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。</u></p> <p>3・4 (略)</p> <p>5 第3項後段の規定の適用がある場合には、次の各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) <u>附則第5条の5の規定の適用については、同条第1項中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第27条の4第3項後段の規定による市民税の所得割の額」とする。</u></p> <p>(条約適用利子等及び条約適用配当等に係る個人の市民税の課税の特例)</p> <p>第27条の5 (略)</p>

宇治市市税条例新旧対照表

現行	改正案
<p>2 前項の規定の適用がある場合には、次の各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(新設)</p> <p>3・4 (略)</p> <p>5 第3項後段の規定の適用がある場合には、次の各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(新設)</p> <p>6 (略)</p> <p>第27条の6～第30条 (略)</p>	<p>2 前項の規定の適用がある場合には、次の各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) <u>附則第5条の5の規定の適用については、同条第1項中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第27条の5第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。</u></p> <p>3・4 (略)</p> <p>5 第3項後段の規定の適用がある場合には、次の各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) <u>附則第5条の5の規定の適用については、同条第1項中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第27条の5第3項後段の規定による市民税の所得割の額」とする。</u></p> <p>6 (略)</p> <p>第27条の6～第30条 (略)</p>